

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	慢性医療をはじめとした対面診療の原則の見直し
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	対面診療を前提としない遠隔医療は、医療の地域格差の解消や医療コストの削減等、国民の安心・安全を向上させる有用な手段といえる。 特に慢性医療の分野における定期的な視診や問診等については、ICT を活用した遠隔医療への置き換えが可能だが、現状の医療制度においては、対面診療の原則、遠隔医療の診療報酬基準が定まっていないことから普及が進んでいない状況にある。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	医師法第 20 条 診療報酬
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	近年の医療機器、ICT 機器の高性能化によって、技術的には、質が高く安全性も確保した遠隔医療が可能となり、これまでも多くの実証実験が行なわれてきた。医師不足や医療費の増加、医療の地域格差といった問題を打開するためにも、特に慢性医療等の特定医療分野においては、遠隔医療への移行を積極的に進めるべきであり、これまでの実証実験を評価した上で、対面診療の原則や診療報酬制度について、時代に合った形への見直しを早急に行うべきである。